

Business Certificate news

No. TCCI-0063

Date : 2015 年 6 月 17 日

申請者 各位

原産地証明書における改ざんについて（注意喚起）

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明のご利用まことにありがとうございます。

この度、当所が発行した原産地証明書において、下記のとおり改ざんの事実が判明しましたので、ご案内申し上げます。

申請者の皆様におかれましては、改めて貿易証明の各種マニュアルをご確認の上、適切にご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

- 現地の日本大使館から当所が発行した原産地証明書の記載事実についての照会があり、原産地証明書を取得した後に製品の製造年月日を証明書上に追記した事実が判明した。
- 当所では罰則規定に基づき、申請者を処分いたしました。

(参考) 商工会議所貿易関係証明罰則規程

第4条 原産地証明書の発給を受けた後、内容を改ざんした者は、次の各号に従って処分する。

- (1) 輸出者名の改ざんは、申請者および代行業者の登録を抹消する。
- (2) 前号以外の事項の改ざんは、1年以内の期間、原産地証明書の発給を停止する。

2. 申請者各位へのお願い

海外の取引先より追記等の依頼があった場合には、「認証後の訂正」に準拠したご対応をお願いいたします。

(参考) 原産地証明書の認証後の訂正可否判断チェック表

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/coo16/

原産地証明書 記載欄別記載要領

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/coo06/

以 上

【本件問い合わせ先】 証明センター TEL : 03-3283-7610